

○総務省令第七号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）及び放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、放送法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月二十日

総務大臣 新藤 義孝

放送法施行規則等の一部を改正する省令

（放送法施行規則の一部改正）

第一条 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第七十条第一項第四号中「第二条第一項第二十八号の十七」を「第二条第一項第二十八号の九」に改める。

第二百二十条第五項を削る。

第二百二十二条第五項を削る。

第二百二十五条第二項及び第三項中「第六」を「第五」に改める。

第二百十四条第一項第八号中「第六節」を「第四節」に改める。

別表第一号注1中「記載するとともに、デジタル放送を行う場合は「テレビジョン放送（デジタル放送）」のうちに」を削る。

「(4) テレビジョン放送

別表第五号の第五号中「(4) テレビジョン放送」を ア 高精細度テレビジョン放送を含むテレビジ

イ 標準テレビジョン放送

ョン放送 に改め、(5)及び(6)を削り、(7)を(5)とし、同号(8)ウからオまでを削り、同号中(8)を(6)とし、(9)を「

(7)とし、同表注四から注六までを削り、注七を注四とし、注八から注十六までを注五から注十三までとする。

別表第六の一号注1中「(デジタル放送)」を削り、「協会の放送」を「民間基幹放送事業者の放送」

に定め、同表第3(2)中「又はテレビジョン多重放送」を挿入。

別表第六の二第1号「(デジタル放送)」を距り、同表第5(4)へ中「放送時間(」を「放送時間全体(」とし、「)全体」を「)」に改め、同表第次のように加える。

(6) 有料放送を含む基幹放送を行う場合

(1)から(5)までに定めるもののほか、有料放送を含む基幹放送を行う旨を記載するとともに、限定受信方式の名称を記載すること。この場合において、限定受信方式識別子が指定されている場合はその指定に係る限定受信方式の名称を記載すること。なお、名称のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること。

別表第六の二第1号「デジタル放送」を「放送」に改める。

別表第六の二第1号の表「基幹放送事業者」を「地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信地上基幹放送事業者」に改め、同表第2(3)へ(1)中「者」の次に「(株式会社にあつては出資者、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10

年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)、一般社団法人及び公

益社団法人にあつては社員、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員)」を記す。同(注)1に次のた  
だし書を加える。

ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

別表第七の一号注2(3)イ中(注)7(8)と「(注)9の次に次のように加える。

(注7) 特定非営利活動法人、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員の総数に対し外  
国籍の社員が有する議決権の比率、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員の  
総数に対し外国籍の評議員が有する議決権の比率を記載すること。ただし、定款に別段  
の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

別表第七の一号注2(4)のイ中「基幹放送事業者の10分の1を超える議決権」を「地上基幹放送事業者の  
10分の1を超える議決権又は衛星基幹放送事業者若しくは移動受信地上基幹放送事業者の100分の33.33  
333を超える議決権」に改め、同注(4)イ中「特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2  
項に規定する」を「同注(5)のイ中「議決権を有する他の基幹放送事業者」を「議決権を有する他の地  
上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移

動受信信用地上基幹放送事業者」に於て、同注(9)ハ(イ)及ヒウ(イ)中「又はテレビジョン多重放送」を記す。

別表第七の二号の表中「衛星基幹放送事業者」の次に「若しくは他の移動受信信用地上基幹放送事業者」を加え、同表注2(3)<sup>(注1)</sup>中「者」の次に「(株式会社にあつては出資者、特定非営利活動法人、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員)」を加え、同注1)に次のただし書を加える。

ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

別表第七の二号注2(4)及び(5)の表中「衛星基幹放送事業者」の次に「若しくは移動受信信用地上基幹放送事業者」を加える。

別表第七の三号の表中「他の」の次に「衛星基幹放送事業者若しくは他の」を加え、同表注2(3)<sup>(注1)</sup>中「者」の次に「(株式会社にあつては出資者、特定非営利活動法人、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員)」を加え、同注1)<sup>(注1)</sup>に次のただし書を加える。

ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

別表第七の三号注2(4)の表中「議決権又は」の次に「衛星基幹放送事業者若しくは」を加え、同注(5)の

表中「100分の33.33333を超える議決権を有する」の次に「他の衛星基幹放送事業者若しくは」を加える。  
別表第八号第2ア注1中「営業収益」を「売上高」に改める。

別表第二十号第1の6及び別表第二十一号第1の5中

「	基幹放送の種類	」
を	「	基幹放送の種類

基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要
------------------------

に改める。

別表第三十一号別紙2の1注9及び注13中「第15号」を「第13号」に改め、同注13(2)中アを削り、イをアとし、ウをイとし、同注(3)中「、第16条第2項又は第22条第2項」を「又は第15条第2項」に改め、同表別紙2の1注28中「テレビジョン放送の標準方式」を「デジタル有線テレビジョン放送方式」に、「映像・音声信号搬送波各(何)波」を「搬送波(何)波」に改める。

別表第三十三号の表中「一般放送の事業」を「一般放送の業務を行う事業」に改め、同表注2(1)の様式中「券面」を削る。

別表第四十の一号注5中「デジタルテレビジョン放送局」を「テレビジョン放送局」に改める。

別表第四十九号注11中「地上テレビジョン放送」を「地上テレビジョン放送」に改める。

(電波法施行規則の一部改正)

第二条 電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十六号を次のように改める。

二十六 「ステレオホニツク放送」とは、中波放送、超短波放送又はテレビジョン放送であつて、その聴取者に音響の立体感を与えるため、左側信号及び右側信号を一の放送局(放送をする無線局をいう)から同時に一の周波数の電波により伝送して行うものをいう。

第二条第一項中第二十八号の八から第二十八号の十五までを削り、第二十八号の十六を第二十八号の八とし、第二十八号の十七を第二十八号の九とし、第八十五号から第八十六号の二までを削り、第八十六号の三を第八十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十六 削除

第四十一条の二の六第二号を次のように改める。

二 地上基幹放送局(四七〇MHzを超え七七〇MHz以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送を行う

無線局であつて、空中線電力が〇・〇五ワット以下のものに限る。）

第五十条の十第二項中「第五十三条の十一第一項」を「第一百七十八条第一項若しくは第二項」に改める。

別表第一号の三第1の表14の項中「テレビジョン音声多重放送試験局、テレビジョン文字多重放送試験局、テレビジョン・データ多重放送試験局」を削る。

別表第二号二(9)ウ中「、高精細度テレビジョン放送、標準テレビジョン音声多重放送若しくは標準テレビジョン文字多重放送」を「若しくは高精細度テレビジョン放送」に改める。

(無線局免許手続規則の一部改正)

第三条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項第四号中(12)から(18)までを削り、(19)を(12)とする。

第六条第一項第六号を次のように改める。

六 申請者が特定地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局の免許を申請しようとするときは、申請者自らが議決権を有する他の基幹放送事業者(放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者を



いい、日本放送協会（以下「協会」という。）及び放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）を除く。以下同じ。）であつて、次に掲げるものに関する事項

イ 十分の一を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者（放送法施行規則第二条第一号に規定する地上基幹放送事業者をいう。以下同じ。）

ロ 百分の三十三・三三三三三を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者（放送法施行規則第二条第二号に規定する衛星基幹放送事業者をいう。以下同じ。）又は他の移動受信用地上基幹放送事業者（同条第二号の二に規定する移動受信用地上基幹放送事業者をいう。以下同じ。）

第七条第二項を次のように改める。

2 放送区域等を計算による電界強度に基づいて定める場合における当該電界強度の算出の方法は、総務大臣が別に告示する。

第十条の二中第二項から第五項までを削り、第六項を第二項とし、第七項及び第八項を削り、第九項を第三項とし、第十項を第四項とする。

第十条の三の表一の項中「六の項」を「四の項」に改め、「テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局については、実効輻射電力又は等価等方輻射電力を」を削り、同表二の項中「（デジタル放送に限る。）」を削り、「六の項」を「四の項」に改め、同表三の項中「六の項」を「四の項」に改め、同表中四の項及び五の項を削り、六の項を四の項とし、七の項を五の項とし、八の項を六の項とする。

第十二条第二項中「協会」の下に「及び学園」を加える。

第十五条第一項第一号(1)中「協会」の下に「及び学園」を加え、同条第三項中「協会」の下に「及び学園」を加え、「及び放送区域」を「放送区域及び基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」に、「又は放送区域」を「放送区域又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」に改め、同条第四項中「放送区域」の下に「又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」を加え、「又はテレビジョン多重放送」及び「又はテレビジョン放送」を削る。

第十六条第二項第二号及び第五号中「協会」の下に「及び学園」を加え、同項に次の一号を加える。

七 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

第十六条第三項中「又は同項第四号に規定する放送区域」を、「同項第四号に規定する放送区域又は同項第七号に規定する基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」に、「又は放送区域」を、「放送区域又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」に改め、同条第四項中「第三項」の下に「及び第四項」を加え、「同項」を「第三項」に改める。

第二十一条第三項から第六項までを削り、同条第七項中「第十条の二第六項」を「第十条の二第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第八項及び第九項を削り、同条第十項中「第十条の二第九項」を「第十条の二第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第十一项中「第十条の二第十項」を「第十条の二第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第十二項を第六項とし、第十三項を第七項とする。

別表第二号第1の2の表26の項中「基幹放送事業者」を「地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を認める議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者」に改め、同別表注17(2)中「テレビジョン多重放送」を削り、同表注20(2)中イ及びウを削り、エをイとし、オ及びカを削り、同注(3)イ中「、超短波データ多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放

送若しくはテレビジョン・データ多重放送」や「又は超短波データ多重放送」に於て、「又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局」及び「又は最大等価方輻射電力（11.7GHzから12.2GHzまでの周波数を使用する受信障害対策中継放送を行う基幹放送局に限る。）

「C 3 F 10W 最大実効輻射電力 33W 及び「X」を距の、同注(3)中を距の、Hをハム」 C 9 W 6 W 最大実効輻射電力 20W」

7 W 10W 最大実効輻射電力 33W」に於て、同表注24に次のように加える。

(5) 次に掲げるとき又は再免許の申請の場合であつて、記載する内容が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一であるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

ア 記載する内容の全部又は一部が同一人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。

）のものと同一である場合において、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したとき

イ 超短波多重放送を行う基幹放送局の場合において、記載する内容が無線設備を共用する超短波放送を行う基幹放送局のものと同一であるとき

別表第二号第1注25を次のように改める。

25 24の欄は、次により記載すること。

(1) 23の欄の設備概要図で示した設備のうち、地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第3条第1号に規定する番組送出設備（中継回線設備を含む。）の全部又は一部を記載すること。

(2) 次に掲げるとき又は再免許の申請の場合であつて、記載する内容が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一であるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

ア 記載する内容の全部又は一部が同一人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。

）のものと同一である場合において、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したとき

イ 超短波多重放送を行う基幹放送局の場合において、記載する内容が無線設備を共用する超短波放送を行う基幹放送局のものと同一であるとき

別表第二号第1注26に次のように加える。

(4) 次に掲げるとき又は再免許の申請の場合であつて、記載する内容が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一であるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

ア 記載する内容の全部又は一部が同一人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。

イ) のものと同一である場合において、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したとき

イ 超短波多重放送を行う基幹放送局の場合において、記載する内容が無線設備を共用する超短波放送を行う基幹放送局のものと同一であるとき

別表第二号第1注27の表1の項及び3の項中「(17) (注1) (注2) (注3) (注9)」及び「(17) (

注1) (注2) (注3)」並びに「(3)イ」並びに「(1)イ」並びに「(株)会社にあつては出資者、特定非営

利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）、「一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員）」を加え、同(注1)に次のただし書を加える。

ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

別表第二号第1注27(3)イに次のように加える。

(注7) 特定非営利活動法人、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員の総数に対し外国籍の社員が有する議決権の比率、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員の総数に対し外国籍の評議員が有する議決権の比率を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

別表第二号第1注27(4)の総表中「基幹放送事業者の10分の1を超える議決権」を「地上基幹放送事業者の10分の1を超える議決権又は衛星基幹放送事業者若しくは移動受信用地上基幹放送事業者の100分の33.

33333を超える議決権」に改め、同(4)<sup>(1)</sup>及び同(4)<sup>(2)</sup>の注中「特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する」を同(4)<sup>(1)</sup>及び同(4)<sup>(2)</sup>の注1及び注2に改め、同(4)<sup>(3)</sup>及び同(4)<sup>(5)</sup>の総表中「議

決権を有する他の基幹放送事業者」を「議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者」に改め、同注(9)イ及び同(9)イ中「又はテレビジョン多重放送」を同(15)イに次のように加える。

(注8) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、当該基幹放送局の運営に係る収支

について、適宜の様式により記載すること。また、再免許の申請の場合にあつては、直前の決算期に係る計算書類をもつて代えることができる。

(1) 中 「営業収益」や「売上高」に於て、<sup>(2)</sup> 中 「超短波データ多重放送、テレビジョン音声多重放送（衛星基幹放送局に限る。）」、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送」や「又は超短波データ多重放送」に於て、「又はテレビジョン文字多重放送」とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局」に於て「又はテレビジョン放送」や<sup>(3)</sup> 中 「又は超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送」<sup>(3)</sup> 中 「又はテレビジョン多重放送」や<sup>(3)</sup> 中 「、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送若しくはテレビジョン文字多重放送」や「又は超短波文字多重放送」に於て、「又はテレビジョン文字多重放送」とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局」や<sup>(3)</sup> 中 「又は電力束密度」に於て「又は等電力束密度線」や<sup>(3)</sup> 中 「、等電界強度線及び等電力束密度線」や「及び等電界強度線」に於て、<sup>(4)</sup> 中 「、テレビジョン音声多重放送若しくはテレビジョン文字多重放送」や「又はテレビジョン文字多重放送」とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局」や「100MHz、」に於て「又は12GHz」や<sup>(5)</sup> 中 「、等電力束密度線」や<sup>(5)</sup> 中 。



別表第二号第五注19(2)中イからクまでを削り、ケをイとし、同注(3)イ中「、データ放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、超短波データ多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送」を「又はデータ放送」に改め、「又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局」を削り、同表注39(3)中「者」の次に「(株式会社にあつては出資者、特定非営利活動法人、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員)」を加え、同注(1)に次のただし書を加える。

ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

別表第二号第五注40中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を(4)とする。

別表第二号の二條一から四中「、超短波データ多重放送、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送、標準テレビジョン・データ多重放送、高精度テレビジョン音声多重放送若しくは高精度テレビジョン・データ多重放送」を「又は超短波データ多重放送」に改め、「又は標準テレビジョン文字多重放送と標準テレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局」を削り、同表注5(6)中「標準テレビジョン放送(地上デジタルテレビジョン放送を行うものを除く。)」を「行う基幹放送であつて、基

幹放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）第1の14(6)に規定するオフセットキャリア方式、精密オフセットキャリア方式又は超精密オフセットキャリア方式を使用する場合は、その旨を17の欄に記載すること。」や電令「回表規9(3)ハ中「超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送」や「又は超短波文字多重放送」ハ格89「又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局」や電令「回表規19ハ中「標準テレビジョン放送（地上デジタルテレビジョン放送を除く。）」や電令「回表規17Aの表「標準テレビジョン放送」や「地上デジタルテレビジョン放送」ハ格89。

(無線設備規則の一部改正)

第四条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節の二 標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)」を行う地上基幹放送局の無線設

「第二節の三 標準テレ

十七条の

第二節の四 標準テレ

三十七条

第二節の四の二 垂直

う地

備(第三十七条の二の二―第三十七条の七の二)を「第二節の二 削除」に、

第二節の四の三 音声

う地

第二節の五 一・七

タル放送

は標準テ  
信を行う

第二節の六 削除

ビジョン音声多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の八―第三十五）

ビジョン文字多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の十六―第三の二十）

帰線消去期間を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の二十―第三十七条の二十の六）

信号副搬送波を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の二十の七―第三十七条の二十の十）

を除外し、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送又

レビジョン・データ多重放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通

地球局の無線設備（第三十七条の二十一―第三十七条の二十六の二）

」

二節の六まで 削除」に、「標準テレビジョン放送のうちデジタル放送」を「標準テレビジョン放送」に改める。

第十四条第一項の表二の項中「（A三E電波を使用するものを除く。）」及び「（二の二の項に掲げるものを除く。）」を削り、「超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う地上基幹放送局」を「又は超短波多重放送を行う地上基幹放送局（短波放送を行うものにあつてはA三E電波を使用するもの、テレビジョン放送を行うものにあつては二の二の項に掲げるものを除く。）」に改め、同表第二の二の項中「のうちデジタル放送」を削り、「場合」を「もの」に改め、同条第二項中「又はテレビジョン多重放送」を削る。

第四章第二節の二を次のように改める。

## 第二節の二 削除

第三十七条の二の二から第三十七条の七の二まで 削除

第四章第二節の三から第二節の六までを次のように改める。

第二節の三から第二節の六まで 削除

第三十七条の八から第三十七条の二十七の六まで 削除

第四章第二節の八の節名中「のうちデジタル放送」を削る。

第三十七条の二十七の九及び第三十七条の二十七の十一中「のうちデジタル放送」を削る。

第三十七条の二十七の十七を次のように改める。

(準用規定)

第三十七条の二十七の十七 衛星基幹放送局及び衛星基幹放送局と通信を行う地球局の送信空中線は、その発射する電波の偏波が右旋円偏波（電波の伝搬の方向に向かって電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。）となるものでなければならない。

3	地上基幹放送局		
(1)	テレビジョン放送又はテレビジョン多	500Hz	
			を「3 地上

別表第一号の表5の項中

重放送を行う地上基幹放送局 (注21)

(2) その他の地上基幹放送局

10 地上基幹放送局 (注21、

(1) テレビジョン放送のう

を行う地上基幹放送局

(2) その他の地上基幹放送

基幹放送局

20

に定める回表7の頁中

49)

ちデジタル放送

1Hz

を

10

地上基幹放送局 (注21、49)

1Hz

に定める回

局

500Hz

表22中「(6)及び(7)」を「(5)及び(6)」に定める「適合するものとし、(4)に掲げるものであつて、470

MHzから770MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、尖頭電力が0.1W以下の送信設備については、別

に指定する」を「適合するものとする」に定め、回表2(及び)中「のうちデジタル放送」を定め、回表(4)

を削り、同注(5)中「(7)」を「(6)」に改め、同(5)を同注(4)とし、同注(6)中「(7)」を「(6)」に改め、同(6)を同注(5)とし、同注(7)を同注(6)とし、同表注49中「のうちデジタル放送」を削る。

別表第二号第1の表中

C 3 F F 3 E	6 MHz	標準テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の無線設備
	15 kHz	
D 8 E	15 kHz	地上基幹放送局及び放送中継を行う無線局の無線設備

D 8 E	15 kHz	地上基幹放送局及び放送中継を行う無線局の無線設備	F 9

200 kHz	地上基幹放送局の無線設備	
27 MHz	11.7 GHzを超え12.2 GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局の無線設備	

F 9 W	200 kHz
-------	---------

地上基幹放送局の無線設備

無線設備。

別表第三号5(5)中「標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)、」を「標準テレビジョン音声



多重放送、標準テレビジョン文字多重放送及び標準テレビジョン・データ多重放送」及び「(11.7GHzから12.2GHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。)」を註5(註5)の表を次のように改める。

基本周波数帯 205MHzを超え 222MHz以下	空中線電力 42Wを超える もの	帯域外領域におけるスプリアス 発射の強度の許容値 1mW以下であり、かつ、基本 周波数の平均電力より60dB低 い値。	スプリアス領域における不要発 射の強度の許容値 1mW以下であり、かつ、基本 周波数の平均電力より60dB低 い値。 25μW以下
	1.68Wを超え 42W以下 1.68W以下		

別表第二号5(6)中「のうちデジタル放送」を削り、同表6を次のように改める。

## 6 削除

別表第四号の表中	B 8 E				0.075	注2参照
	C 3 F			1	1.68	地上基幹放送 局に限る。

を

							注3参照
--	--	--	--	--	--	--	------

B 8 E					0.075	注2参照	
-------	--	--	--	--	-------	------	--

のように改める。

### 3 削除

別表第五号を次のように改める。

別表第五号 削除

別図第三号から別図第四号の一の二までを次のように改める。

別図第三号から別図第四号の一の二まで 削除

別図第四号の二の三から別図第四号の八の四までを次のように改める。

別図第四号の二の三から別図第四号の八の四まで 削除

別図第四号の八の五(1)中「自局の放送区域内で隣接チャンネル番号（自局に割り当てられた周波数帯に

相当する法第7条第2項第2号の放送用周波数使用計画におけるテレビジョン放送のチャンネル番号と1つ異なるチャンネル番号(13から62までのチャンネル番号に限り、自局に割り当てられた周波数帯に相当するチャンネル番号が3のときは4、4のときは3、12のときは13、13のときは12をそれぞれ除く。)をいう。以下この別図において同じ。)に対応する周波数が標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く)。

以下この別図において同じ。) (自局の実効輻射電力に対して130倍未満の実効輻射電力によるものに限る。)に使用されない場合、「やゑんさ' ㊦㊧」自局の放送区域内で隣接チャンネル番号に対応する周波数が標準テレビジョン放送(自局の実効輻射電力に対して(130/n)倍未満の実効輻射電力によるものに限る。)に使用されない場合、「やゑんさ' ㊦㊧」自局の放送区域内で隣接チャンネル番号に対応する周波数が標準テレビジョン放送(自局の実効輻射電力に対して(130/n)倍未満の実効輻射電力によるものに限る。)に使用されない場合、「やゑんさ' ㊦㊧」。

㊦㊧㊨㊩の「自局の放送区域内で隣接チャンネル番号(自局に割り当てられた周波数帯に相当する法第7条第2項第2号の放送用周波数使用計画におけるテレビジョン放送のチャンネル番号と1つ異なるチャンネル番号(13から62までのチャンネル番号に限る。))をいう。以下この別図において同じ。

）に対応する周波数が標準テレビジョン放送（デジタル放送を除き、白局の実効輻射電力の10倍未満の実効輻射電力によるものに限る。）に使用されない場合、「及び」白局の放送区域内で隣接チャンネル番号に対応する周波数が標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に使用されない場合、「」を削る。

（基幹放送局の開設の根本的基準の一部改正）

第五条 基幹放送局の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送、テレビジョン・データ多重放送、ファクシミリ放送」を削り、同条第十五号中「、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送又はテレビジョン・データ多重放送」を「又は超短波文字多重放送」に改め、同号(3)を次のように改める。

(3) テレビジョン放送を行う基幹放送局

基幹放送局の電界強度（地上十メートルの高さにおけるものとする。）が、毎メートル一ミリボルト以上である区域

第二条第十五号(5)を削る。

第七条第一項中「、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送又はテレビジョン・データ多重放送」を「又は超短波文字多重放送」に改め、第一号及び第二号を次のように改める。

一 開設しようとする基幹放送局の送信空中線の型式及び構成、設置場所（次号の規定により他の基幹放送局の送信空中線の設置場所に近接することとなる場合のものを除く。）並びに高さ並びに実効輻射電力は、その放送しようとする地域におけるその放送の受信が有効に行われるため必要な電界強度を生ずるものであること。

二 開設しようとする基幹放送局の送信空中線の設置場所は、その局を開設することによりその局又はこれと放送の種類を同じくする他の基幹放送局の放送区域がそれぞれ当該他の基幹放送局又は当該開設しようとする基幹放送局の放送区域の全部又は大部分と共通となる場合には、当該他の基幹放送局の送信空中線の設置場所に近接したものであること。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第六条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五十七号及び第五十七号の二中「のうちデジタル放送」を削る。

（登録検査等事業者等規則の一部改正）

第七条 登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表第七号第三の二の表地上基幹放送局の項中「（衛星補助放送を行う無線局を除く。）」及び「（デジタル放送に限る。）」を削る。

（特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則の一部改正）

第八条 特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則（平成十三年総務省令第四百号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「であること（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。）に開設する無線局にあつては、本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とするものを含む。）」を「（第五号

から第十号までに掲げる範囲の無線局に該当するものを除き、対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。）に開設する無線局にあつては、本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とするものを含む。）であること」に改め、同条第二号中「であること（第十一号の放送事業用の無線局に該当するものを除く。）」を「（第十一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること」に改め、同条第三号中「であること（次号のアマチュア業務用の無線局に該当するものを除く。）」を「（次号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること」に改め、同条第五号中「であること（電気通信業務用の無線局に該当するものを除く。以下第十号までにおいて同じ。）」を「（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること」に改め、同条第六号及び第七号中「開設するもの」の下に「（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）」を加え、同条第八号及び第九号を次のように改める。

八 テレビジョン放送用 テレビジョン放送を行うことを目的として開設するもの（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること。

九 受信障害対策放送用 法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送であつて、相当範囲にわたる受信の障害が発生している地上基幹放送の受信障害の解消を目的とする放送を行うことを目的として開設するもの（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること。

第三条第十号中「開設するもの」の下に「（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）」を加える。

第四条第一項第三十四号を削り、同項第三十五号中「のうち、当該無線局に係る電気通信設備が標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものであるもの」を削り、同号を同項第三十四号とし、同項中第三十六号を第三十五号とし、第三十七号から第六十三号までを一号ずつ繰り上げる。

（超短波放送に関する送信の標準方式の一部改正）

第九条 超短波放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

「第三章 衛星基幹放送局を用いて行う超短波放送（第八条―第十三条）

を「第三章 雑則（



第四章 雑則（第十四条・第十五条）

第八条）」に改める。

第三章を削る。

第十四条を削る。

第十五条中「及びスクランブルに係る音声信号に関する規定」を削り、同条を第八条とする。

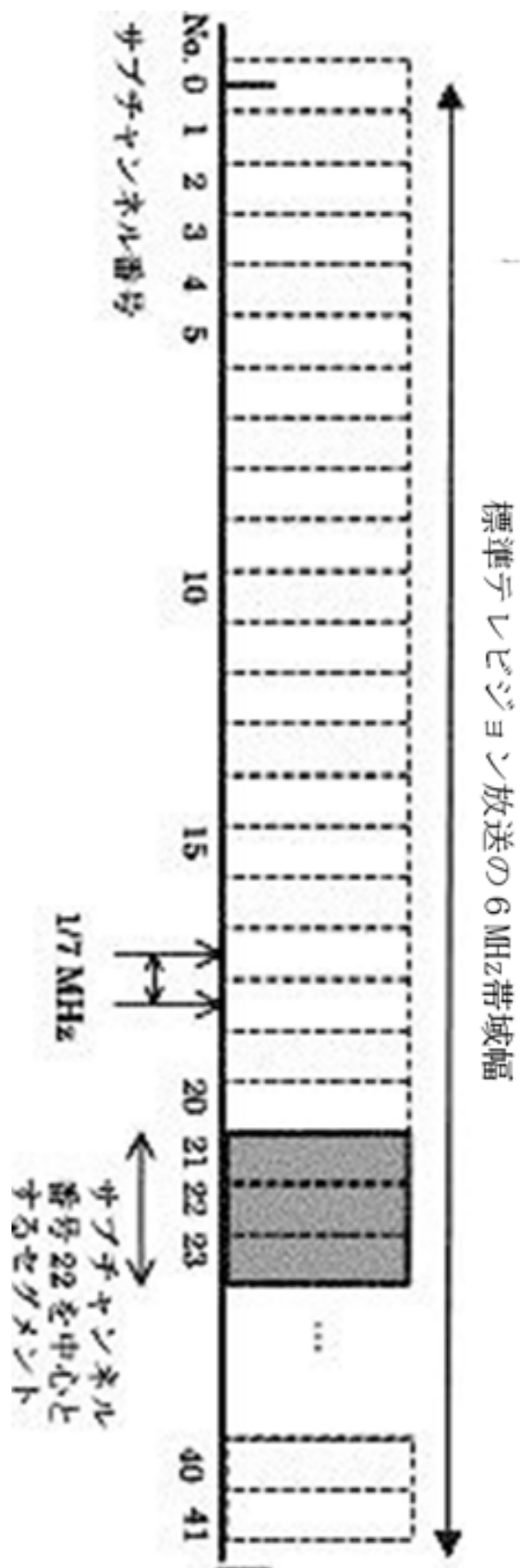
第四章を第三章とする。

別図第二号から別図第五号までを削る。

（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部改正）

第十条 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

別表第十四号注1(1)中「標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十八号）第4条に規定する」を削り、同(1)の図を次のように改める。



(超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式の一部改正)

第十一条 超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号を次のように改める。

- 二 国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として放送事業者が料金を徴収するために必要な情報を当該有料放送の電波に重畳する場合の送出手順は、総務大臣が別に告示するところに

よるものであること。

（超短波データ多重放送に関する送信の標準方式の一部改正）

第十二条 超短波データ多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（衛星基幹放送局（衛星基幹放送試験局及び基幹放送を行うための実用化試験局であつて人工衛星に開設するものを含む。第六条を除き、以下同じ。）を用いて行われるものに限る。）」を削る。

第三条中「標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十八号。以下「標準テレビジョン放送の標準方式」という。）第二十一条第一項第三号に規定する関連情報」を「国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として放送事業者が料金を徴収するために必要な情報」に改める。

第五条及び第六条を削る。

（衛星一般放送に関する送信の標準方式の一部改正）

第十三条 衛星一般放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十四号）の一部を次のように

改正する。

第三条第一号を削り、同条第二号中「第三条第二号」を「第三条第一号」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「第三条第三号」を「第三条第二号」に改め、同号を同条第二号とする。

第四条第一項を削り、同条第二項中「前条第二号」を「前条第一号」に改め、同項第一号中「別図第三」を「別図第一」に改め、同項第二号中「別図第四」を「別図第二」に改め、同項第四号中「別図第五」を「別図第三」に改め、同項第五号中「別図第六」を「別図第四」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前条第三号」を「前条第二号」に改め、同項第一号中「別図第三」を「別図第一」に改め、同項第二号中「別図第四」を「別図第二」に改め、同項第四号中「別図第五」を「別図第三」に改め、同項第五号中「別図第七」を「別図第五」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前条第二号」を「前条第一号」に改め、同項第一号中「別図第三」を「別図第一」に改め、同項第二号中「別図第四」を「別図第二」に改め、同項第四号中「別図第八」を「別図第六」に改め、同項第五号中「別図第九」を「別図第七」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前条第三号」を「前条第二号」に改め、同項第一号中「別図第三」を「別図第一」に改め、同項第二号中「別図第四」を「別図第二」に改め、同項第四

号中「別図第十」を「別図第八」に改め、同項第五号中「別図第十一」を「別図第九」に改め、同項を同条第四項とする。

別図第一及び別図第二を削る。

別図第三中「第4条第2項第1号、第4条第3項第1号、第4条第4項第1号及び第4条第5項第1号」を「第4条第1項第1号、第4条第2項第1号、第4条第3項第1号及び第4条第4項第1号」に改め、同図を別図第一とする。

別図第四中「第4条第2項第2号、第4条第3項第2号、第4条第4項第2号及び第4条第5項第2号」を「第4条第1項第2号、第4条第2項第2号、第4条第3項第2号及び第4条第4項第2号」に改め、同図を別図第二とする。

別図第五中「第4条第2項第4号及び第4条第3項第4号」を「第4条第1項第4号及び第4条第2項第4号」に改め、同図を別図第三とする。

別図第六中「第4条第2項第5号」を「第4条第1項第5号」に改め、同図を別図第四とする。  
別図第七中「第4条第3項第5号」を「第4条第2項第5号」に改め、同図を別図第五とする。

別図第八中「第4条第4項第4号」を「第4条第3項第4号」に改め、同図を別図第六とする。  
別図第九中「第4条第4項第5号」を「第4条第3項第5号」に改め、同図を別図第七とする。  
別図第十中「第4条第5項第4号」を「第4条第4項第4号」に改め、同図を別図第八とする。  
別図第十一中「第4条第5項第5号」を「第4条第4項第5号」に改め、同図を別図第九とする。

（有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第十四条 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十二条」に、「第十四条―第十七条」を「第十三条―第十六条」に、「第十

「第五節 標準テレビジョン放送方式による有線テレビ  
二十一条―第二十三条）

八条―第二十条」を「第十七条―第十九条」に、第六節 標準衛星テレビジョン放送方式による有線  
（第二十四条・第二十五条）

第三章 雑則（第二十六条）

ビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件（第

テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件 を「第三章 雑則（第二十条）」に改める。

」

第二条第十四号及び第十五号を削る。

第五条第一項中「場合」の下に「（第二十条第一項各号に掲げる有線テレビジョン放送等を行う場合に  
限る。）」を加える。

第六条第一項ただし書を削る。

第九条中「第十四条及び第十八条」を「第十三条及び第十七条」に改める。

第十条第一項中「及び第十三条」を削る。

第十三条を削る。

第十四条を第十三条とし、第十五条を第十四条とし、第十六条を第十五条とする。

第十七条第一項を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「放送等」の下に「（九〇メガヘルツから七〇メガヘルツまでの周波数を使用するものに限る。以下同じ。）」を加え、同項第二号中「あつては、」を「あつては」に改め、同項を同条第一項とし、同条を第十六条とする。

第十八条を第十七条とし、第十九条を第十八条とし、第二十条を第十九条とする。

第二章第五節及び第六節を削る。

第二十六条第一項第五号及び第六号を削り、同条を第二十条とする。

別図第六及び別図第七中「~~第16条~~」を「~~第15条~~」に改める。

別図第八中「~~第20条~~~~第1項~~」を「~~第19条~~~~第1項~~」に改める。

別図第九から別図第十一までを削る。

## 附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（省令の廃止）



2 次に掲げる省令は、廃止する。

一 標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十八号）

二 標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十一号）

三 標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十二号）

四 標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十三号）

（経過措置）

3 登録一般放送事業者が行う有線テレビジョン放送の業務に用いられる電気通信設備に適用される技術基準については、第十四条の規定による改正後の有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。